

今治市体育施設の施設概要

施設名	所在地	建設年月	構造	面積	施設内容概略	区域図
今治市営中央体育館	別宮町6丁目2-2	昭和53年11月 平成27年4月改修	鉄筋コンクリート造2階建	敷地面積 13,634.92㎡ 延床面積 7,575.76㎡	アリーナ バレーボール3面、バスケットボール2面 ハンドボール1面、フットサル3面、バドミントン10面 卓球台30台等 その他 トレーニング室、第1格技室(柔道・合気道等) 第2格技室(剣道・空手等)、弓道場等	資料2-1
今治市営桜井スポーツランド	桜井甲1054-3	昭和59年4月		敷地面積 41,029.64㎡	テニスコート10面(人工芝) 多目的広場 陸上競技300mトラック(日本陸連第4種L公認)	資料2-2
今治市営球場	大新田町5丁目111-7	昭和27年5月 昭和55年6月改修 平成27年4月改修	鉄筋コンクリート造1階建	敷地面積 19,429.00㎡	両翼100m、センター122m スコアボード、ナイター設備、ブルペン2棟 収容人数 7,593人 メインスタンド1,621席、内野2,756席(身障者用16席) 外野芝生3,184人(身障者用スペース16)	資料2-3
今治市営補助グラウンド	大新田町5丁目111-7	昭和46年3月 平成27年8月改修		敷地面積 6,762.00㎡	多目的広場 ソフトボール4面、軟式野球2面、サッカー2面 夜間照明	資料2-3
今治市営御厩プール	東門町3丁目2-2	昭和54年6月		敷地面積 1,835.00㎡	25m6コース、幼児プール(スライダー付) 円形噴水プール	資料2-4
今治市営鹿ノ子庭球場	町谷甲414	昭和58年2月		敷地面積 1,565.00㎡	テニスコート2面(ハード)、夜間照明	資料2-5
今治市営鹿ノ子プール	町谷甲443-1	昭和62年3月		敷地面積 1,675.00㎡	25m5コース、幼児プール、スライダープール	資料2-6
今治市営鹿ノ子池公園自由広場 (夜間照明)	町谷乙13-1	昭和54年3月		敷地面積 3,430.00㎡	ソフトボール1面	資料2-7
今治市営延喜公園自由広場 (夜間照明)	延喜乙88-6	昭和58年3月		敷地面積 5,900.00㎡	ソフトボール1面	資料2-8

体育施設仕様書資料1-①

施設名	所在地	建設年月	構造	面積	施設内容概略	位置図
今治市営富田海浜プール	喜田村5丁目1073-4	平成8年3月		敷地面積 48,282.00㎡	25m6コース、幼児プール、流水プール ウォータースライド2基	資料2-9
今治市営富田海浜庭球場	喜田村5丁目1073-4	平成10年3月		敷地面積 4,130.00㎡	テニスコート2面(人工芝)	資料2-9
今治市営桜井海浜ふれあい広場サッカー場	桜井甲1130-2	平成13年4月		敷地面積 9,232.00㎡	サッカーコート(人工芝)1面	資料2-10
今治市営ゲートボール場	八町西1丁目721-1	平成13年3月		敷地面積 858.00㎡	ゲートボールコート2面、夜間照明1面 練習コート3面	資料2-11
今治市朝倉緑のふるさと公園運動場	朝倉下乙258-1	昭和63年10月 平成3年3月		敷地面積 34,148.00㎡	多目的広場 軟式野球1面、ソフトボール2面、夜間照明 テニスコート2面(人工芝)、夜間照明	資料2-21
今治市朝倉B&G海洋センター	朝倉下乙104-2	平成6年6月 令和2年7月改修	鉄筋コンクリート造2階建	敷地面積 8,009.94㎡ 延床面積 2,816.32㎡	アリーナ バレーボール2面、バスケットボール1面 バドミントン4面 その他 格技場、トレーニング室 等 プール 25m6コース、幼児用プール	資料2-22
今治市営玉川総合公園運動場	玉川町摺木甲108	平成10年3月	多目的体育館 鉄筋コンクリート造3階建	敷地面積 36,610.85㎡ 延床面積 3,150.79㎡	多目的体育館 バレーボール2面、バスケットボール1面 バドミントン3面 柔剣道場、トレーニング室、舞台照明設備 等 テニスコート 人工芝3面 多目的広場 軟式野球1面、ソフトボール3面 ゲートボール2面、夜間照明	資料2-23

体育施設仕様書資料1-①

施設名	所在地	建設年月	構造	面積	施設内容概略	位置図
今治市営波方公園運動場	波方町樋口乙730	昭和51年3月 ～ 昭和62年3月	体育館 鉄筋コンクリート造2階建 武道館 鉄筋コンクリート造2階建	敷地面積 34,811.00㎡ 延床面積 1,701.00㎡ 延床面積 793.00㎡	野球場 軟式野球1面、ソフトボール3面、夜間照明 多目的広場 ソフトボール2面、夜間照明 テニスコート 人工芝3面、ハードコート2面、夜間照明 プール 50m8コース、子供プール、スライダープール 体育館 バレーボール2面、バスケットボール2面 バドミントン6面、卓球場 武道場 柔道場・剣道場	資料2-24
今治市営大西体育館	大西町新町甲797	昭和58年4月	鉄筋コンクリート造2階建	敷地面積 6,234.27㎡ 延床面積 3,766.93㎡	アリーナ バレーボール3面、バスケットボール2面 バドミントン8面 その他 武道場、卓球場、トレーニング室	資料2-25
今治市営大西別府運動場	大西町別府2140-4	昭和51年4月	_____	敷地面積 7,500㎡	ソフトボール1面、夜間照明	資料2-26
今治市営大西衣黒運動場	大西町大井浜199	昭和57年3月	_____	敷地面積 11,338㎡	テニスコート ハードコート3面、夜間照明 グラウンド ソフトボール1面、夜間照明	資料2-27
今治市営菊間コミュニティホール	菊間町浜812	平成5年5月	重量鉄骨造3階建	敷地面積 985.01㎡ 延床面積 1,591.76㎡	アリーナ バレーボール1面、ミニバスケット1面 バドミントン2面	資料2-28
今治市営亀岡地区公園運動場	菊間町種147-5	昭和61年2月	_____	敷地面積 13,258㎡	ソフトボール2面、夜間照明	資料2-29
今治市営菊間緑の広場公園運動場	菊間町池原1463-2	平成元年4月 ～ 平成16年9月	総合体育館 鉄筋コンクリート造2階建	敷地面積 50,462.92㎡ 延床面積 5,325.84㎡	総合体育館 バレーボール3面、バスケットボール2面 その他 多目的ホール、武道場、トレーニング室 テニスコート 人工芝3面、クレイコート2面、夜間照明	資料2-30

今治市立学校運動場夜間照明施設一覽表

No.	施設名	所在地	面積	備考	区域図
1	今治市立鳥生小学校	南高下町3丁目3-71	12,428㎡		資料2-12
2	今治市立清水小学校	五十嵐甲13-3	8,678㎡		資料2-13
3	今治市立近見中学校	近見町4丁目2-57	8,740㎡		資料2-14
4	今治市立立花中学校	立花町2丁目8-7	10,151㎡		資料2-15
5	今治市立桜井中学校	郷桜井1丁目8-8	8,499㎡		資料2-16
6	今治市立南中学校	松木349-1	7,770㎡		資料2-17
7	今治市立西中学校	山路554-3	6,844㎡		資料2-18
8	今治市立九和小学校	玉川町摺木甲71-1	7,131㎡		資料2-19
9	今治市立大西中学校	大西町九王甲2280-1	10,170㎡		資料2-20
			80,411㎡		

開館日及び利用時間

施設名	開館日	利用時間
今治市営中央体育館	次に掲げる日以外の日 (1)月曜日(月曜日が祝日法に規定する休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日) (2)12月29日から翌年1月3日までの日	午前9時から午後9時30分まで
今治市営桜井スポーツランド	休日規定なし	午前9時から日没まで
今治市営球場	休日規定なし	午前9時から午後9時30分まで
今治市営補助グラウンド	休日規定なし	午前9時から午後9時30分まで
今治市営御厩プール	7月15日から8月31日まで	午前10時から午後5時30分まで
今治市営鹿ノ子庭球場	休日規定なし	午前9時から午後9時30分まで
今治市営鹿ノ子プール	7月15日から8月31日まで	午前10時から午後5時30分まで
今治市営鹿ノ子池公園自由広場 (夜間照明)	休日規定なし	午後7時から午後9時30分まで
今治市営延喜公園自由広場 (夜間照明)	休日規定なし	午後7時から午後9時30分まで
今治市営富田海浜プール	7月15日から同月19日まで 7月20日から8月31日まで	午前10時から午後5時まで 午前9時から午後6時まで
今治市営富田海浜庭球場	休日規定なし	午前9時から日没まで
今治市営桜井海浜ふれあい広場サッカー場	休日規定なし	午前9時から午後5時まで

開館日及び利用時間

施設名	開館日	利用時間
今治市営ゲートボール場	規定なし	午前8時から午後8時まで
今治市立学校運動場 夜間照明施設(9小中学校)	旧市内(7施設)は4月から11月まで 九和小学校、大西中学校は12月29日から翌年1月3日までの日以外の日	旧市内の小中学校は、午後7時から午後9時30分まで 旧市内の中学校は、午後7時30分から午後9時30分まで 九和小学校は、午後7時から午後10時まで 大西中学校は、午後7時30分から午後10時まで
今治市営朝倉緑のふるさと公園運動場	次に掲げる日以外の日 (1) 月曜日(同日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日) (2) 祝日法に規定する休日後においてその日に最も近い同法に規定する休日、土曜日及び日曜日でない日 (3) 12月29日から翌年1月3日までの日	午前8時30分から午後10時まで
今治市朝倉B&G海洋センター	次に掲げる日以外の日 (1) 月曜日(月曜日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日) (2) 祝日法に規定する休日後においてその日に最も近い同法に規定する休日、土曜日及び日曜日でない日 (3) 12月29日から翌年1月3日までの日	上屋付き温水プールは、午前10時から午後9時まで 体育館は、午前9時から午後10時まで
今治市営玉川総合公園運動場	12月29日から翌年1月3日までの日以外の日	午前8時から午後10時まで
今治市営波方公園運動場	12月29日から翌年1月3日までの日以外の日 プールは、 7月15日から同月19日まで 7月20日から8月31日まで	午前8時30分から午後9時30分まで プールは、 午前10時から午後5時まで 午前10時から午後6時まで
今治市営大西体育館	12月29日から翌年1月3日までの日以外の日	午前8時30分から午後10時まで
今治市営大西別府運動場	休日規定なし	午前8時30分から午後10時まで
今治市営大西衣黒運動場	休日規定なし	午前8時30分から午後9時30分まで

開館日及び利用時間

施設名	開館日	利用時間
今治市営菊間コミュニティホール	休日規定なし	午前8時30分から午後9時30分まで
今治市営亀岡地区公園運動場	12月29日から翌年1月3日までの日以外の日	午前8時30分から午後10時まで
今治市営菊間緑の広場公園運動場	次に掲げる日以外の日 (1) 月曜日(同日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日) (2) 12月29日から翌年1月3日までの日	午前8時30分から午後10時まで

施 設 管 理 運 営 職 員 配 置 表

施 設 名	人数
今治市営中央体育館、鹿ノ子庭球場、富田海浜庭球場、各プール施設 (照明施設(学校運動場・延喜公園自由広場・富田海浜庭球場を含む。))	6人
今治市営桜井スポーツランド・今治市営桜井海浜ふれあい広場サッカー場	2人
大新田公園(市営球場、補助グラウンド、公園全体管理含む。)	3人
朝倉B&G海洋センター・朝倉緑のふるさと公園運動場	5人
玉川総合公園運動場	3人
波方公園運動場	3人
大西体育館、別府運動場、衣黒運動場	3人
菊間緑の村広場公園運動場・菊間コミュニティホール・亀岡地区公園運動場	3人

* 施設の利用状況等に応じて施設の管理運営が適切に遂行されれば、市の承認のうえで配置を変更することは可能です。

市内体育施設一覧表

地域 施設	旧今治	朝倉	玉川	波方	大西	菊間	吉海	宮窪	伯方	上浦	大三島
体育館	中央体育館 (バレーボールコート3面 トレーニング室、格技室2、弓道場他)	朝倉B&G海洋センター 体育館 (第1体育館:バレーボールコート2面、第2体育館:柔・剣道・卓球場他)	玉川総合公園多目的体育館 (バレーボールコート2面、柔・剣道場他)	波方公園運動場体育館 (バレーボールコート2面) 波方公園運動場武道館 (柔・剣道場)	大西体育館 (バレーボールコート3面、武道場他)	菊間コミュニティホール 緑の広場公園運動場総合体育館 (バレーボールコート3面)	吉海B&G海洋センター 体育館 (バレーボールコート2面)	宮窪石文化運動公園 石文化伝承館 (バレーボールコート2面)	伯方体育センター (バレーボールコート2面) 伯方木浦体育館 伯方武道場(柔・剣道場)	上浦多々羅スポーツ公園 しまなみドームアリーナ (バレーボールコート2面、トレーニングルーム他)	
野球場	市営球場 (照明有)			波方公園運動場野球場 (照明有)				宮窪石文化運動公園野球場			
多目的広場	補助グラウンド【大新田公園】 (ソフトボール場4面) 桜井スポーツランド (第4種L公認陸上競技場300mトラック6コース他) 鹿ノ子池公園自由広場 (ソフトボール場1面) 延喜公園自由広場 (ソフトボール場1面)	朝倉緑のふるさと公園多目的広場 (ソフトボール場2面)	玉川総合公園多目的広場 (ソフトボール場3面)	波方公園運動場多目的広場 (ソフトボール場2面)	大西別府運動場 (ソフトボール場1面) 大西衣黒運動場 (ソフトボール場1面)	緑の広場公園運動場多目的広場 (ソフトボール場2面) 亀岡地区公園運動場 (ソフトボール場2面)		宮窪石文化運動公園多目的グラウンド (400mトラック6コース)	伯方木浦グラウンド (ソフトボール場1面) 伯方北浦グラウンド 伯方伊方グラウンド	上浦多々羅スポーツ公園運動場 多目的グラウンド (ソフトボール場1面他)	大三島緑の村運動広場 (ソフトボール場2面)
テニスコート (夜間照明有)	スポーツパークテニスコート (人工クレーコート16面:うち上屋付4面) 鹿ノ子池公園庭球場 (ハードコート2面)	朝倉緑のふるさと公園テニスコート (人工芝2面)	玉川総合公園テニスコート (人工芝3面)	波方公園運動場庭球場 (人工芝3面・ハードコート2面)	大西衣黒運動場テニスコート (ハードコート3面)	緑の広場公園運動場庭球場 (人工芝3面)	吉海テニスコート (ハードコート4面)		伯方S・Cパークテニスコート (クレーコート1面・ハードコート2面)	上浦多々羅スポーツ公園運動場テニスコート (人工芝3面)	大三島緑の村運動広場テニスコート (ハードコート4面)
テニスコート (夜間照明無)	桜井スポーツランドテニスコート (人工芝10面) 富田海浜庭球場 (人工芝2面)					緑の広場公園運動場庭球場 (クレーコート2面)			伯方S・Cパークテニスコート (クレーコート1面・ハードコート2面)		
プール	御厩プール (25m×6) 鹿ノ子プール (25m×5) 富田海浜プール (25m×6、流水プール)	朝倉B&G海洋センタープール (温水:25m×6)		波方公園運動場プール (50m×8)			吉海B&G海洋センタープール (25m×6)			上浦多々羅スポーツ公園運動場しまなみドームプール (温水:25m×5)	
その他施設	市営ゲートボール場(2面) 桜井海浜ふれあい広場サッカー場(1面) スポーツパークサッカー場(1面)		玉川艇庫				吉海B&G海洋センター艇庫	宮窪石文化運動公園ゲートボール場(2面)			大三島緑の村運動広場ゴルフ練習場

学校運動場夜間照明施設

地域 施設	旧今治	朝倉	玉川	波方	大西	菊間	吉海	宮窪	伯方	上浦	大三島
(施設数) 11	7	0	1	0	1	0	1	0		1	0

※ ...直営施設

施設等の維持管理に関する業務基準表(旧今治市)

- ①今治市営中央体育館
- ②今治市営桜井スポーツランド
- ③大新田公園
- ④今治市営球場
- ⑤今治市営補助グラウンド
- ⑥その他プール
- ⑦今治市営鹿ノ子庭球場・今治市営富田海浜庭球場
- ⑧今治市営ゲートボール場
- ⑨今治市営富田海浜プール
- ⑩今治市営桜井海浜ふれあい広場サッカー場

体育施設仕様書資料6-1 ①今治市営中央体育館
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(上木(60cm未満)1本・上木(60cm以上)25本・中木(20cm以下)2本・寄植9㎡・生垣174.7m) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草 (4)寄植え施肥 芝生(235.5㎡) (1)芝刈り (2)人力除草 (3)薬剤除草 (4)芝施肥 (5)目土掛け	年1回 年4回 年4回 年2回 年4回 年2回 年2回 年2回 年1回
清掃管理業務	日常清掃	1日常清掃 3人体制 2清掃内容 屋内、外回り、駐車場の清掃。 床の拭き掃き、床面等汚れ部分の補修、雑巾掛け(テーブル類)、ゴミ箱・ごみ袋の処理、灰皿の処理、茶灰殻の処理、手すり・衛生陶器類の磨き、トイレ清掃、トイレトーパー・石鹸等の補充、ドア磨き、ガラス類磨き、マット清掃、掃除機掛け、拭き掃除、モップ交換・洗濯、樹木の散水など	適宜 適宜
	定期清掃	卓球室・トレーニング室・小会議室洗浄、ワックス塗 ロビー・1階、2階ローカ 洗浄、ワックス塗 アリーナ・剣道場フローリング トレッシングオイル磨き	年12回 1週間1回以上
保守点検業務		電気工作物保安 電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
		空調機保守点検 1.定期点検 (1)オイル、クーラント漏れ確認、補充 (2)消耗部品の点検、交換(エレメント類、プラグ、ベルト等) (3)各駆動部の調整、清掃 (4)運転データ確認(室外機、室内機) 2.故障時の緊急修理対応	年1回 常時
		消防設備保守点検 点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む) ・防火対象物点検	年2回 年1回
		音響設備保守 1. 定期点検 (1)ミキサー、増幅器及び周辺機器全ての動作チェック (2)不良箇所の修理、点検 (3)機器類の清掃 2. 故障時の緊急保守点検	年1回 常時
		高架水槽等点検 高架水槽清掃作業 受水槽清掃作業 水質検査	年1回

項目		業務の主な内容	点検回数等
	昇降機 保守	三菱エレベーター 1台 1定期的に計画的な保全作業の実施(点検・手入れ・給油・調整・清掃作業等) 2リモート点検(運行状態を常時記録し、その記録を収集して、定期的に機器及び運転機能を点検する。 3異常監視・対象設備に異常が発生したときは、リモート点検装置から異常通報に基づき、適切な処置をとる。 4故障時の緊急点検	2か月に1回 (定期点検) 1か月に1回 (リモート点検)
警備業務	開館時間外	1任務 (1)火災、盗難及び破損行為の予防 (2)事故確認時における関係先への通報及び連絡 (3)警備報告書及び事故報告等の提出 2方法 (1)機械警備と巡回警備(不定期隔日)との併用とする (2)機械警備は毎日定期的に通信し、異常の有無を確認できるもの及び対象物で発生した異常事態を受信者へ自動的に通報する機能を有するものとする (3)巡回警備は有事に備えることのできる配置とする	閉館時 (機械警備)
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-1 ②今治市宮桜井スポーツランド
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目	業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務	植込(上木(60cm以上)101本・寄植536m ² ・生垣439m) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草(800m ²) (4)寄植え施肥 芝生(2,136m ²) (1)芝刈り (2)人力除草 (3)薬剤除草 (4)芝施肥 (5)目土掛け	年1回 年4回 年4回 年2回 年4回 年2回 年2回 年2回 年1回
清掃管理業務	日常清掃 1常に施設が清潔な状態にあり、使用者が気持ちよく使用できるように努めること 2施設の使用状況に応じて実施時間や場所を考慮するなど使用者に迷惑のかからないように業務にあたること 3テニスコート、陸上競技場に付随する施設の清掃業務 4コート整備 【砂入り人工芝テニスコート】 ブラシによる砂均し作業を月2回行うこと。また、年1回「けい砂」を補充するとともに砂均し作業を行うこと。 【多目的グラウンド】 毎月1回ランニングマット・ブラシにより地均し等行うとともに必要に応じ補修材料を用いて整備をすること。また、年1回、荒木田土、洗砂、塩カル等を用いて整備をすること。 【陸上トラック】 毎月1回ランニングマット・ブラシにより地均し等行うとともに必要に応じ補修材料を用いて整備をすること。 5トイレ清掃	適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜
廃棄物処理業務	可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-1 ③大新田公園(市営球場及び補助グラウンド以外その他全域)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(上木(60cm未満)330本・上木(60cm以上)78本・中木(20cm以下)84本・下木855本・寄植1,770㎡・寄植(手刈り)327㎡・生垣222m) (1)剪定 (2)薬剤散布 (3)除草(4,500㎡) (4)寄植え施肥 芝生管理工 (1)芝刈り(11,135㎡) (2)芝施肥(11,135㎡) (3)目土掛け(11,135㎡) (4)芝生エアレーション(11,135㎡) (5)芝生人力根抜き除草(11,135㎡) 薬剤散布工 (1)芝生薬剤散布(11,135㎡) (2)芝生除草工(薬剤)(11,135㎡)	年1回 年4回 適宜 年2回 年4回 年2回 年1回 年2回 年2回 年2回 年2回
清掃管理業務	日常清掃	1管理棟室内及び園内トイレ清掃 2駐車場内清掃 3園路内清掃	適宜 適宜 適宜
保守点検業務	電気工作物保安管理	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	遊具点検	公園遊具定期点検 (複合遊具(2基)、単体遊具A(4基)、単体遊具B(1基)) 目視点検 通常点検	随時 月1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-1 ④今治市営球場
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		芝生管理工 (1) 芝刈り(9,240㎡) (2) 芝施肥(9,240㎡) (3) 目土掛け(9,240㎡) (4) 芝生エアレーション(9,240㎡) (5) 芝生人力根抜き除草(9,240㎡) 薬剤散布工 (1) 芝生薬剤散布(9,240㎡) (2) 芝生除草工(薬剤)(9,240㎡) 雑工 (1) 芝生縁切り 内野グラウンドの管理 (1) 全体整備	年4回 年2回 年1回 年2回 年2回 年2回 年2回 年2回 年1回 常時
清掃管理業務	日常清掃	1. スタンド清掃 2. 室内清掃、トイレ清掃 3. 落葉清掃、草抜き	適宜 適宜 適宜
保守点検業務	消防設備保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む)	年2回 年1回 年1回
	空調機保守点検	1. 定期点検 (1) オイル、クーラント漏れ確認、補充 (2) 消耗部品の点検、交換(エレメント類、プラグ、ベルト等) (3) 各駆動部の調整、清掃 (4) 運転データ確認(室外機、室内機) 2. 故障時の緊急修理対応	常時 年1回
	スコアボードシステム保守点検	1. 定期点検 (1) 機器員数確認 (2) 機器設置状況確認(キス・汚れ、配線、ネジ・緩み、コネクタ勘合) (3) 電氣的仕様確認(入力・出力電圧確認) (4) 設定確認(部品/機器の設定が指示通りであること。) (5) 基本動作確認(基本機能動作確認) (6) アラーム確認(アラーム通知確認) 2. 故障時の緊急修理対応	常時 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-1 ⑤今治市営補助グラウンド
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	(1)補助グラウンドに付随する施設の清掃業務(トイレなど) (2)グラウンド整備 毎月1回ランニングマット・ブラシにより地均し等行うとともに 必要に応じ補修材料を用いて整備をすること。また、年1回、 荒木田土、洗砂、塩カル等を用いて整備すること。	適宜 適宜
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-1 ⑥その他プール(御厩プール・鹿ノ子プール)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	定期清掃	定期清掃 ・管理棟清掃…ガラス磨、床面洗浄 ・プール清掃…床面、壁面清掃 ・場内清掃…タイル清掃	年1回(開園前)
	日常清掃	1. 場内清掃 3. 落葉清掃、草抜き	常時 常時
保守点検 業務	監視等	運営に伴う業務 (1)受付、案内、改札業務 (2)利用者の安全監視業務 (3)施設の開場、閉場 (4)施設利用状況等統計記録及び報告 (5)施設、機械器具等の使用管理及び点検整備 (5)施設の清掃 (6)水の事故に対する応急措置 (7)その他使用管理に係る一般事務	
	浄水装置 保守点検	1. 定期点検 期初点検調整試運転 期中点検調節指導 期末点検調整収納 2. 故障時の緊急保守点検	年1回 常時
	水質点検	理化学検査 細菌検査	年1回
	浄化槽管 理保守	鹿ノ子プール(単独 分離接触ばっ気方式 KR 30人槽) 浄化槽法第11条の検査に適合するよう維持管理に努めること。 法定検査 浄化槽汚泥汲取り	年6回以上 年1回 年1回
警備業務	開館時間外	1. 深夜巡回警備	不定期間隔
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-1 ⑦今治市営鹿ノ子庭球場・今治市営富田海浜庭球場
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	1常に施設が清潔な状態にあり、使用者が気持ちよく使用できるように努めること	適宜
		2施設の使用状況に応じて実施時間や場所を考慮するなど 使用者に迷惑のかからないように業務にあたること	適宜
		3テニスコートに付随する施設の清掃業務	適宜
		4コート整備 鹿ノ子【ハードコート】	適宜
		常に良好な状態に維持するため、定期的な点検、清掃、応急修繕を行うこと。	
		富田【砂入り人工芝テニスコート】 ブラシによる砂均し作業を月2回行うこと。また、年1回「けい砂」を補充するとともに砂均し作業を行うこと。	

体育施設仕様書資料6-1 ⑧今治市営ゲートボール場
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	1常に施設が清潔な状態にあり、使用者が気持ちよく使用できるように努めること 2施設の使用状況に応じて実施時間や場所を考慮するなど 使用者に迷惑のかからないように業務にあたること 3ゲートボール場に付随する施設の清掃業務	適宜

体育施設仕様書資料6-1 ⑨今治市営富田海浜プール
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目	業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	1任務 プール関連施設の美化 2清掃内容 (1)管理棟清掃 床面清掃 149㎡ (2)プール清掃 床面清掃 1,496㎡ 壁面清掃 292㎡ (流水・着水・人工波・幼児) (3)スライダー塔 階段・踊場洗浄 71㎡ (手摺清掃含む) (4)ウォータースライダー 滑面(内面)洗浄 331㎡ (5)歩行者橋 階段・踊場洗浄 42㎡ (6)場内清掃 タイル清掃 3,313㎡ ベンチ清掃 38基 排水溝清掃(排水口も含む) 534,6m	年1回(開園前)
	1場内清掃 2落葉清掃、草抜き	適宜
保守点検 業務	電気工作物 保安管理 電気事業法第43条第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	消防設備 保守点検 点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む)	年2回 年1回
	スライ ダー保守 1定期点検 2故障時の緊急保守点検	年1回 常時
	受水槽清 掃 仕様書 (1)受水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質の除去を行うにあたり、洗浄汚水の排水を完全に行うこと (2)受水槽の清掃後、消毒を行うこと。消毒は2回以上繰り返すとともに消毒排水の排除を完全に行うこと。 (3)受水槽内の水張り後、給水栓末端及び受水槽内の残留塩素の測定を行うこと。ただし残留塩素の測定は、清掃終了後ただちに行うこと。 (4)受水槽の亀裂、異物混入及び自動機器の点検を行うこと。 (5)飲料に供するため、清掃終了後、保健所による理化学一般検査・細菌検査を行い安全確認を行うこと。	年1回(開園前)
	監視等 運営に伴う業務 (1)受付、案内、改札業務 (2)利用者の安全監視業務 (3)施設の開場、閉場 (4)施設利用状況等統計記録及び報告 (5)施設、機械器具等の使用管理及び点検整備 (5)施設の清掃 (6)水の事故に対する応急措置 (7)その他使用管理に係る一般事務	
	浄水装置 保守点検 1定期点検 期初点検調整試運転 期中点検調節指導 期末点検調整収納 2故障時の緊急保守点検	年1回 常時
	水質点検 理化学検査 細菌検査	年1回
	1. 任務	

警備業務	開館時間外	(1)火災、盗難及び破損行為の予防 (2)事故確認時における関係先への通報及び連絡 (3)警備報告書及び事故報告等の提出 2. 方法 (1)機械警備と巡回警備(不定期隔日)との併用とする (2)機械警備は毎日定期的に通信し、異常の有無を確認できるもの及び対象物で発生した異常事態を受信者へ自動的に通報する機能を有するものとする (3)巡回警備は有事に備えることのできる配置とする	
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-1 ⑩今治市営桜井海浜ふれあい広場サッカー場
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
人工芝管理業務	人工芝生地管理	芝生管理工(8,700㎡) (1)雑草除去 (2)ゴミ異物の除去 (3)部分的にブラッシング (4)ブラッシング (5)充填物チェック (6)ゴムチップの補充 (7)フィールドチェック (8)必要に応じた散水 (9)部分補修 雑工 (1)全体整備	適宜 使用毎 使用毎 月1回 月1回 年1回 大雨後 夏場 適宜
清掃管理業務	日常清掃	1場内清掃 2落葉清掃、草抜き	適宜 適宜
保守点検業務	電気工作物保安管理	電気事業法第43条第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検（絶縁監視装置設置） 年次点検	隔月1回 年1回
警備業務	開館時間外	1深夜巡回警備	不定期間隔
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

施設等の維持管理に関する業務基準表(朝倉地区)

- ①今治市営朝倉緑のふるさと公園運動場(多目的広場)
- ②今治市営朝倉緑のふるさと公園運動場(テニスコート)
- ③今治市朝倉B&G海洋センター(上屋付温水プール)
- ④今治市朝倉B&G海洋センター(体育館)
- ⑤今治市朝倉B&G海洋センター((公財)B&G財団との連携業務)

体育施設仕様書資料6-2 ①今治市営朝倉緑のふるさと公園運動場(多目的広場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	1管理棟内清掃、トイレ清掃 2落葉清掃、草抜き	適宜 適宜
	電気工作 物保安管 理	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
保守点検 業務	浄化槽管 理保守	単独 分離接触ばっ気方式(PL) さわやかトイレ上(50人槽)、緑のふるさと公園(30人槽) 浄化槽法第11条の検査に適合するよう維持管理に努めること。 法定検査 浄化槽汚泥汲取り	年6回以上 年1回 年1回

体育施設仕様書資料6-2 ②今治市営朝倉緑のふるさと公園運動場(テニスコート)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	1常に施設が清潔な状態にあり、使用者が気持ちよく使用できるように努めること 2施設の使用状況に応じて実施時間や場所を考慮するなど 3使用者に迷惑のかからないように業務にあたること 4テニスコートに付随する施設の清掃業務 4コート整備 【ハードコート】 常に良好な状態に維持するため、定期的な点検、清掃、応急修繕を行うこと。	適宜 適宜 適宜 適宜

体育施設仕様書資料6-2 ③今治市朝倉B&G海洋センター(プール)
 施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	定期清掃	定期清掃 ・管理棟清掃…ガラス磨、床面洗淨 ・プール清掃…床面、壁面清掃 ・場内清掃…タイル清掃	年1回
	日常清掃	1 場内清掃 2 落葉清掃、草抜き	適宜 適宜
保守点検 業務	浄水装置 保守点検	1 定期点検 期初点検調整試運転 期中点検調節指導 期末点検調整収納 2 故障時の緊急保守点検	年1回 常時
	水質点検	理化学検査 細菌検査	年1回

体育施設仕様書資料6-2 ④今治市朝倉B&G海洋センター(体育館)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(上木(60cm以上)7本・寄植540m ²) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草(320m ²)	年1回 年4回 年4回
清掃管理業務	日常清掃	1. 日常清掃 2. 清掃内容 屋内、外回り、駐車場の清掃。 床の拭き掃き、床面等汚れ部分の補修、雑巾掛け(テーブル類)、ゴミ箱・ごみ袋の処理、灰皿の処理、茶灰殻の処理、手すり・衛生陶器類の磨き、トイレ清掃、トイレトーパー・石鹸等の補充、ドア磨き、ガラス類磨き、マット清掃、掃除機掛け、拭き掃除、モップ交換・洗濯、樹木の散水など	適宜
	定期清掃	アリーナ・剣道場フローリング トレッシングオイル磨き	1週間1回以上
保守点検業務	電気工作物保安管理	電気事業法第43号の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	ボイラー点検整備	ボイラー点検(簡易ボイラ構造規格) (1)オイルバーナーの分解整備 (2)ボイラー炉内清掃整備 (3)排気測定燃焼調整 第1種圧力容器点検 性能:種類 貯湯槽・最高出力 4kg/m ² ・内容積 2.5m ³	年2回
	消防設備保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む) ・防火対象物点検	年2回 年1回
	空調機保守点検	1.定期点検 (1)オイル、クーラント漏れ確認、補充 (2)消耗部品の点検、交換(エレメント類、プラグ、ベルト等) (3)各駆動部の調整、清掃 (4)運転データ確認(室外機、室内機) 2.故障時の緊急修理対応	年1回 常時
	浄化槽管理保守	合併浄化槽(接触ばっ気方式 NS-CW 190人槽) 浄化槽法第11条の検査に適合するよう維持管理に努めること。 法定検査 浄化槽汚泥汲取り	年26回以上 年1回 年1回
	警備業務	開館時間外 1. 任務 (1)火災、盗難及び破損行為の予防 (2)事故確認時における関係先への通報及び連絡 (3)警備報告書及び事故報告等の提出 2. 方法 (1)機械警備と巡回警備(不定期隔日)との併用とする (2)機械警備は毎日定期的に通信し、異常の有無を確認できるもの及び対象物で発生した異常事態を受信者へ自動的に通報する機能を有するものとする (3)巡回警備は有事に備えることのできる配置とする	
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-2 ⑤今治市朝倉B&G海洋センター

(公財)B&G財団との連携業務

業務名	業務の内容
日常業務	<ul style="list-style-type: none"> ・B&G財団からのメールの確認をする。 ・B&G海洋センター施設(体育館・第2体育館・プール)の利用人数をメールでB&G財団へ報告する。
適宜行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・今治市内B&G関連事業の参加募集・引率・運営を行う。 (今治市内3センター会員交流会) ・愛媛県B&G財団地域海洋センター連絡協議会関連事業の参加募集・引率・運営を行う。 (水泳大会、マリンスポーツ大会、前期・後期交流会、リーダー研修) ・四国ブロック地域海洋センター連絡協議会関連事業の参加募集・引率・運営を行う。 (交流会、研修会) ・B&G財団関連の会議へ出席する。 (県・ブロック総会・研修会、役員会、責任者会議、再研修) ・愛媛県・四国ブロックB&G連絡協議会の事務局が持ち回りで当たった場合はその業務を行う。 ・B&G財団からの要請があった報告書を作成、返送すること。

施設等の維持管理に関する業務基準表(玉川地区)

- ①今治市営玉川総合公園運動場(多目的広場)
- ②今治市営玉川総合公園運動場(テニスコート)
- ③今治市営玉川総合公園運動場(多目的体育館)

体育施設仕様書資料6-3 ①今治市営玉川総合公園運動場(多目的広場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務内容	点検回数
清掃管理業務		多目的広場に付随する施設の清掃業務(トイレなど) グランド整備	適宜
保守点検 業務	浄化槽管 理保守	合併浄化槽 接触ばっ気方式(NS55A 85人槽) 玉川総合公園南トイレ、玉川総合公園北トイレ 浄化槽法第11条の検査に適合するよう維持管理に努めること。 法定検査 浄化槽汚泥汲取り	各年12回以上 年1回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-3 ②今治市営玉川総合公園運動場(テニスコート)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目	業務内容	点検回数
清掃管理業務	テニスコートに付随する施設の清掃業務(倉庫など) コート整備	適宜
廃棄物処理業務	可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-3 ③今治市営玉川総合公園運動場(多目的体育館)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目	業務内容	点検回数
清掃管理 業務	日常清掃 屋内、外回りの清掃 床清掃、トイレ清掃等	適宜
	定期清掃 1 カーペットクリーニング(事務室・応接室・児童ルーム、三世代ふれあい室、会議室1・2、母子室、大ホール可動椅子・2階、2階ホワイエ、選手更衣室1・2) 2 乾式清掃(アリーナ、トレーニング室、柔剣道場) 3 床長尺シート洗浄ワックス掛け(ホワイエ、エントランス、ロビー、研修室、器具庫(トレーニング室)、湯沸質、男子更衣室、女子更衣室、事務所湯沸室、事務所倉庫、器具庫A、器具庫B、ステージ倉庫、大ホール(通路、大道具置場)柔剣道場(入口、通路、男女更衣室)、各階段、通路 4 トイレ洗面洗浄 5 中庭・玄関・外路タイル洗浄 6 サッシ・ガラス・網戸クリーニング 7 エアコンフィルタークリーニング	年1回
保守点検 業務	可動椅子 保守点検 定期点検 1. 電動式可動椅子付移動観客席 RCS-3252A 544席 2. 電動式可動椅子付移動観客席 FCP(変形)タイプ 208席	年1回
	舞台吊物 機構保守 点検 定期点検 1. 舞台吊物設備の自然消耗、破損等による障害の未然防止、取扱の良否の指導等、製品の寿命を保全するための保守点検	年1回
	舞台照明 設備保守 点検 定期点検 1. 調光設備主幹盤に関する一切の調整点検補修絶縁テスト 2. 舞台調光機器等に関する調整点検補修絶縁テスト 3. 照明卓等に関する接触ヒューズ配線プラグ及びレセップ等に関する調整及び動作テスト 4. 客席調光器の調整点検補修絶縁テスト 5. ボーダーライト、シーリングライト、フットライト、スポットライト等機具の調整点検補修絶縁テスト 6. 各調光機器関係のコンセント回路等の調整点検補修絶縁テスト	年2回
	舞台音響 設備保守 点検 定期点検 1. 各機器の動作点検及び外観点検 2. 各モジュール、アンプ増幅度、S/N比、歪率、周波数特性 3. EQ調整 4. 各端子の増締め 5. 入出力パッチ、コネクタの点検 6. 各メーカー、表示ランプ、ヒューズの点検 7. 各機器の清掃	年2回
	自家用工 作物保安 業務 電気事業法第43号の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検(絶縁監視装置等) 年次点検	隔月1回 年1回
	昇降機保 守点検 三菱エレベーター「グランディVFDLA」1台 1. 定期的に計画的な点検・手入れ保全(給油・調整・清掃) 2. リモート点検(運行状態を常時記録し、その記録を収集して、定期的に機器及び運転機能を点検する。 3. 異常監視・対象設備に異常が発生したときは、リモート点検装置から異常通報に基づき、適切な処置をとる。 4. 故障時の緊急点検	年1回 (定期点検) 随時 (リモート点検等)

体育施設仕様書資料6-3 ③今治市営玉川総合公園運動場(多目的体育館)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目	業務内容	点検回数	
保守点検 業務	空調設備 保守点検	1 年2回冷房・暖房の切替 2 リモート点検(運行データを定期的に収集・分析し設備の 運行状態を点検する。 3 異常監視・対象設備に異常が発生したときは、リモート点 検装置から異常通報に基づき、適切な処置をとる。 4 故障時の緊急点検 5 フロン排出抑制法に基づく定期点検の実施	年2回 (定期点検) 随時 (リモート点検等)
	受水槽・ 高架水槽 保守点検	受水槽清掃 高架水槽清掃 揚水ポンプ点検	年1回 年1回 年2回
	自動扉保 守点検	点検内容 自動扉の開閉に伴う利用者の安全性を図るとともに、突発的 な故障を未然に防止することを目的とする。 自動扉の点検並びにメンテナンス定期点検	年2回(半期ごと)
	消防設備保 守点検業務	消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上 の基準に適合しているかどうかを確認する	年2回
	防火対象物 点検業務	消防法第8条の2の2に基づく点検	年1回
	消防設備 保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上 の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む) ・防火対象物点検	年2回 年1回 年1回
	グランドピア ノ保守点検	ヤマハコンサートピアノ CFⅢ-S 調律、整調、整音、分解整備	年1回
	浄化槽管 理保守	合併浄化槽(接触ばっ気方式 NR2-DE 300人槽) 浄化槽法第11条の検査に適合するよう維持管理に努めること。 法定検査 浄化槽汚泥汲取り	年26回以上 年1回 年1回
警備業務	開館時間外の警報器による防犯監視 警報器による火災監視 事故確認時における関係先への通報及び連絡 警備報告書及び事故報告書等の提出	閉館時 (機械警備)	
廃棄物処理業務	可燃物 不燃物	週2回 週1回	

施設等の維持管理に関する業務基準表(波方地区)

- ①今治市営波方公園運動場(野球場)
- ②今治市営波方公園運動場(多目的広場)
- ③今治市営波方公園運動場(庭球場)
- ④今治市営波方公園運動場(プール)
- ⑤今治市営波方公園運動場(体育館)
- ⑥今治市営波方公園運動場(武道館)
- ⑦今治市営波方公園内の附属施設(歴史民族資料館)

体育施設仕様書資料6-4 ①今治市営波方公園運動場(野球場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	グラウンドの管理 全体整備 1. スタンド清掃 2. 室内清掃、トイレ清掃 3. 落葉清掃、草抜き 4. 除草剤散布	適宜
保守点検 業務	電気工作 物保管理	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	消防設備 保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む)	年2回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-4 ②今治市営波方公園運動場(多目的広場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	(1)観覧席清掃業務 (2)グラウンド整備	適宜
保守点検 業務	電気工作 物保安管 理業務 (ナイター 設備)	電気事業法第43条第1項の規定に基づき、自家用電気工作 物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-4 ③今治市営波方公園運動場(庭球場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	1. 常に施設が清潔な状態にあり、使用者が気持ちよく使用できるように努めること 2. 施設の使用状況に応じて実施時間や場所を考慮するなど使用者に迷惑のかからないように業務にあたること 3. テニスコートに付随する施設の清掃業務 4. コート整備	適宜
保守点検 業務	電気工作 物保安管 理業務 (ナイター 設備)	電気事業法第43条第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-4 ④今治市営波方公園運動場(プール)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目	業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	1. 任務 プール関連施設の美化 2. 清掃内容 (1)管理棟清掃 (ガラス磨、床面洗浄) (2)プール清掃 50mプール床面・壁面清掃 1,080㎡ 子供プール床面・壁面清掃 320㎡ 幼児プール床面・壁面清掃 20㎡ スライダープール床面・壁面清掃 99㎡ (3)スライダー塔 階段・踊場洗浄 17㎡ (手摺清掃含む) (4)ウォータースライダー 滑面(内面)洗浄 91㎡ (5)観覧席下方4段 洗浄 132㎡ (6)プールサイド清掃 インターロッキングタイル清掃 1,646㎡ 排水溝清掃(排水口も含む)	年1回(開園前)
	1. 場内清掃 2. プール槽内清掃 3. 落葉清掃、草抜き	適宜
保守点検 業務	電気工作物保安 電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	消防設備保守点検 点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む)	年2回 年1回
	スライダー保守 1. 定期点検 2. 安全点検	年1回 毎日
	ろ過装置保守点検 1. 定期点検 期初点検調整試運転 期末点検調整収納 2. 故障時の緊急保守点検	年1回 適時
	水質検査 理化学検査 細菌検査	年1回 1月1回以上
	監視等 運営に伴う業務 (1)受付、案内、改札業務 (2)利用者の安全監視業務 (3)施設の開場、閉場 (4)施設利用状況等統計記録及び報告 (5)施設、機械器具等の使用管理及び点検整備 (5)施設の清掃 (6)水の事故に対する応急措置 (7)その他使用管理に係る一般事務	
廃棄物処理業務 可燃物 不燃物	週2回 週1回	

体育施設仕様書資料6-4 ⑤今治市宮波方公園運動場(体育館)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		玄関横植込(寄植6㎡) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草 (4)寄植え施肥	年1回 年4回 年4回 年2回
清掃管理業務	日常清掃	1. 日常清掃 1人体制 2. 清掃内容 屋内、外回りの清掃。 床の拭き掃き、床面等汚れ部分の補修、雑巾掛け(テーブル類)、ゴミ箱・ごみ袋の処理、灰皿の処理、手すり・衛生陶器類の磨き、トイレ清掃、トイレトーパー等の補充、ドア磨き、ガラス類磨き、マット清掃、掃除機掛け、拭き掃除、モップ交換・洗濯など	適宜 適宜
	定期清掃	卓球場・トレーニング場・2階観覧席・2階倉庫2か所・階段2か所・1階倉庫3か所・1階更衣室2か所・1階事務室床 洗浄、ワックス塗 2階床面より4mの高さまでガラス洗浄・磨き アリーナ・ステージ・ロビーフローリング トレッシングオイル磨き	年1回 1週間1回以上
保守点検業務	電気工作物保安	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	消防設備保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む) ・防火対象物点検	年2回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-4 ⑥今治市営波方公園運動場(武道館)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		玄関横植込(寄植20m ²) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草 (4)寄植え施肥	年1回 年4回 年4回 年2回
清掃管理業務	日常清掃業務	1. 日常清掃 1人体制 2. 清掃内容 屋内、外回りの清掃。 床の拭き掃き、床面等汚れ部分の補修、雑巾掛け(テーブル類)、ゴミ箱・ゴミ袋の処理、灰皿の処理、手すり・衛生陶器類の磨き、トイレ清掃、トイレトーパー等の補充、ドア磨き、ガラス類磨き、マット清掃、掃除機掛け、拭き掃除、モップ交換・洗濯など	適宜 適宜
	定期清掃業務	2階倉庫2か所・1階倉庫・1階更衣室2か所・1階事務室・会議室床 洗浄、ワックス塗 全てのガラス洗浄・磨き 2階剣道場・1階柔道場入口・ロビーフローリング トレッシングオイル磨き	年1回 1週間1回以上
保守点検業務	電気工作物保安	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	消防設備保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む)	年2回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-4 ⑦今治市営波方公園内の附属施設(歴史民族資料館)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
日常管理 業務	施錠管理	<p>・管理内容 以下の開館日・開館時間に合わせて開錠、施錠及び消灯確認を行う</p> <p>(1)開館日 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規程する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規程する休日でない日)・12月29日から翌年1月3日及び陳列等運営上必要な日を除く日</p> <p>(2)開館時間 午前9時から午後5時及び教育委員会が特に必要と認めるとき</p>	<p>開館 午前9時</p> <p>閉館 午後5時</p>

施設等の維持管理に関する業務基準表(大西地区)

- ①今治市営大西体育館
- ②今治市営大西別府運動場
- ③今治市営大西衣黒運動場

体育施設仕様書資料6-5 ①今治市営大西体育館
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(上木(60cm以上)28本・寄植60㎡) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草 (4)寄植え施肥 (5)灌水	年1回 年4回 年4回 年2回 適宜
清掃業務	日常清掃	1. 日常清掃 1人体制 2. 清掃内容 屋内、外回りの清掃。 床の拭き掃き、床面等汚れ部分の補修、雑巾掛け(テーブル類)、ゴミ箱・ごみ袋の処理、灰皿の処理、手すり・衛生陶器類の磨き、トイレ清掃、トイレトーパー等の補充、ドア磨き、ガラス類磨き、マット清掃、掃除機掛け、拭き掃除、モップ交換・洗濯など	適宜 適宜
	定期清掃	(1)床面洗浄樹脂ワックス仕上げ 1F(557.2㎡)玄関口、ロビー、会議室、各更衣室、事務室、各通路 2F(911.0㎡)南・西・北側客席、卓球場、トレーニング室、各通路、階段 (2)トイレ(47.4㎡) 便器内尿石消臭除去、面台薬品洗浄 (3)ガラスクリーニング(窓枠、サッシ含む) 内外とも石鹼水又は薬剤類をもって拭き、乾布でみがく。 (4)ドレッシングオイル拭き アリーナ(1,540.0㎡)、武道場(264.9㎡) (5)管内側壁、天井等の清掃(蜘蛛の巣の除去)	年1回 年1回 年1回 年1回
保守点検業務	電気工作物保安	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	消防設備保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む) ・防火対象物点検	年2回 年1回
警備業務		開館時間外の警報器による防犯監視 警報器による火災監視 事故確認時における関係先への通報及び連絡 警備報告書及び事故報告書等の提出	閉館時 (機械警備)
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-5 ②今治市営大西別府運動場
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(上木(60cm以上)17本) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草	年1回 年4回 年4回
清掃業務		作業員1名 1時間を基本とする トイレ施設清掃及び運動場内のゴミ清掃	月4回
保守点検業務	浄化槽管理保守	合併浄化槽 接触ばっ気方式(SNH2) 別府運動場(50人槽) 浄化槽法第11条の検査に適合するよう維持管理に努めること。 法定検査 浄化槽汚泥汲取り	年12回以上 年1回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-5 ③今治市営大西衣黒運動場
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(上木(60cm以上)42本・寄植36㎡) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草 (4)寄植え施肥 (5)灌水	年1回 年4回 年4回 年2回 適宜
清掃業務		1. 常に施設が清潔な状態にあり、使用者が気持ちよく使用できるように努めること 2. 施設の使用状況に応じて実施時間や場所を考慮するなど使用者に迷惑のかからないように業務にあたること 3. グランド整備 4. テニスコートに付随する施設の清掃業務 5. コート整備 6. トイレ施設清掃及び運動場内のゴミ清掃	適宜
保守点検業務	電気工作物保安	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	浄化槽保守点検	浄化槽汚泥汲取り	年6回程度
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

施設等の維持管理に関する業務基準表(菊間地区)

- ①今治市営菊間コミュニティホール
- ②今治市営亀岡地区公園運動場
- ③今治市営菊間緑の広場公園運動場(多目的広場)
- ④今治市営菊間緑の広場公園運動場(庭球場)
- ⑤今治市営菊間緑の広場公園運動場(総合体育館)

体育施設仕様書資料6-6 ①今治市営菊間コミュニティホール
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務		植込(松1本) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草	年1回 年4回 年4回
清掃管理業務	日常清掃	1. 日常清掃 1人体制 2. 清掃内容 屋内、屋外、ホール周辺、駐車場の清掃。 床の拭き掃き、床面等汚れ部分の補修、雑巾掛け(テーブル類)、ゴミ箱・ゴミ袋の処理、手すり・衛生陶器類の磨き、トイレ清掃、トイレトーパー・石鹸等の補充、ドア磨き、ガラス類磨き、マット清掃、掃除機掛け、拭き掃除、モップ交換・洗濯、樹木の散水など	適宜 適宜
	定期清掃	床面クリーニング:1階アリーナ乾式清掃後ウレタン樹脂塗布(テープ、ガム、汚物除去補修)697.5㎡ 1~2階通路階段洗浄ウレタン樹脂塗布38.2㎡ 2階トイレ、2階更衣室洗浄ワックス塗布22.6㎡ 1階入り口正面ロビー石床洗浄清掃	年1回 年1回 年1回 年1回
	消防設備保守点検	点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む)	年2回 年1回
保守点検業務	浄化槽管理保守	合併浄化槽(活性汚泥方式 NS-A 接触ばっ気方式 65人槽) 浄化槽法第11条の検査に適合するよう維持管理に努めること。 法定検査 浄化槽汚泥汲取り	年26回以上 年1回 年1回
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

体育施設仕様書資料6-6 ②今治市営亀岡地区公園運動場(多目的広場)
 施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
管理業務		グラウンドの管理 (1)全体整備(トラクターやグラウンドレイキ等を使い、グラウンド全体を整備する。また、グラウンド内へ土を入れたりする。)	適宜
清掃管理業務	日常清掃	1 ベンチ、スタンド清掃、グラウンド周辺清掃(ゴミ拾い)。 2 トイレ清掃 3 落葉清掃、草抜き	適宜 適宜 適宜

体育施設仕様書資料6-6 ③今治市宮菊間緑の広場公園運動場(多目的広場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
管理業務		グラウンドの管理 (1)全体整備(トラクターやグラウンドレイキ等を使い、グラウンド全体を整備する。また、グラウンド内へ土を入れたりする。)	適宜
清掃管理業務	日常清掃	1 ベンチ、スタンド清掃、グラウンド周辺清掃(ゴミ拾い)。 2 トイレ清掃 3 落葉清掃、草抜き	適宜 適宜 適宜
保守点検業務	電気工作物保安	電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回

体育施設仕様書資料6-6 ④今治市営菊間緑の広場公園運動場(庭球場)
施設等の維持管理に関する業務基準表

項目		業務の主な内容	点検回数等
清掃管理 業務	日常清掃	1常に施設が清潔な状態にあり、使用者が気持ちよく使用できるように努めること	適宜
		2施設の使用状況に応じて実施時間や場所を考慮するなど 使用者に迷惑のかからないように業務にあたること	適宜
		3テニスコートに付随する施設の清掃業務	適宜
		4コート整備 【砂入り人工芝テニスコート】 ブラシによる砂均し作業を月2回行うこと。また、年1回「けい砂」を補充するとともに砂均し作業を行うこと。	適宜

施設等の維持管理に関する業務基準表

項目	業務の主な内容	点検回数等
植栽管理業務	植込(上木(60cm以上)11本・松1本・寄植62㎡) (1)剪定(弱) (2)薬剤散布 (3)除草 (4)寄植え施肥 (5)灌水	年1回 年4回 年4回 年2回 適宜
清掃管理業務	1. 日常清掃 1人体制 2. 清掃内容 屋内、屋外、体育館周辺、駐車場の清掃。 床の拭き掃き、床面等汚れ部分の補修、雑巾掛け(テーブル類)、ゴミ箱・ゴミ袋の処理、灰皿の処理、茶灰殻の処理、手すり・衛生陶器類の磨き、トイレ清掃、トイレトーパー・石鹸等の補充、ドア磨き、ガラス類磨き、マット清掃、掃除機掛け、拭き掃除、モップ交換・洗濯、樹木の散水など	適宜 適宜
	定期清掃業務 床面クリーニング: 床面洗浄(1階磁器タイル部分)328.5㎡、床面洗浄(2階磁器タイル部分)121㎡、床面洗浄ワックス仕上げ2,247㎡、床面清拭ドレッシングオイル仕上げ2,162㎡、カーペットクリーニング59.8㎡。 ガラスクリーニング: 高所ガラス清掃作業(作業車使用2日)1,070㎡、〈清掃箇所〉各窓ガラス及び事務室、母子室ガラス、観客席手摺ガラス、放送席ガラス(高所排煙窓は除く。) ステンレスクリーニング: 玄関風除室ステンレス磨き24㎡ 網戸清掃: 170cm×85cm(15枚)、177cm×78cm(3枚)、69cm×67cm(28枚)	年1回 年1回 年1回 年1回
保守点検業務	電気工作物保安 電気事業法第43号第1項の規定に基づき、自家用電気工作物が、電気設備技術基準に適合しているかどうかを確認する 月次点検 (絶縁監視装置設置) 年次点検	隔月1回 年1回
	消防設備保守点検 点検内容 消防法第17条に基づき、消防施設等が同法17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認する ・機器点検(外観点検を含む) ・総合点検(外観点検を含む) ・防火対象物点検	年2回 年1回
	浄化槽保守点検 点検内容(合併処理浄化槽(ダイキFN2F360B-2)活性汚泥方式360人槽(55.8㎡)) 浄化槽法11条の検査に適合するよう維持管理に努める。 保守点検 汚泥引抜き清掃6,120ℓ、法定検査、精密濾過膜薬品洗浄	年52回以上 年1回
	エレベーター保守点検業務 点検内容 エレベーターの正常な運転機能を維持するため、リモートメンテナンスシステムにより常時遠隔監視、診断を行うとともに計画的に技術員を派遣し、適切な点検とお客様納めエレベーターの稼働データを基に、設定した周期に従って機器の整備を行います。	

項目		業務の主な内容	点検回数等
		定期点検(人力) 遠隔保守管理	2か月に1回 月1回
	自動扉保守点検	点検内容 自動扉の開閉に伴う利用者の安全性を図るとともに、突発的な故障を未然に防止することを目的とする。 自動扉の点検並びにメンテナンス定期点検	年2回(半期ごと)
警備業務	開館時間外	1任務 (1)火災、盗難及び破損行為の予防 (2)事故確認時における関係先への通報及び連絡 (3)警備報告書及び事故報告等の提出 2方法 (1)機械警備と巡回警備(不定期隔日)との併用とする (2)機械警備は毎日定期的に通信し、異常の有無を確認できるもの及び対象物で発生した異常事態を受信者へ自動的に通報する機能を有するものとする (3)巡回警備は有事に備えることのできる配置とする	閉館時 (機械警備)
廃棄物処理業務		可燃物 不燃物	週2回 週1回

スポーツ講座一覧表(旧今治市)

No.	講座名	平成30年度				平成31年度/令和元年度			
		開催期	回数	時間	受講料(円)	開催期	回数	時間	受講料(円)
1	フットサルU12	通年	28回	70分	3,500/2月				
2	フットサルU12.13					通年	31回	70分	2,500/月
3	サッカー・フットサルゴールキーパー	通年	14回	60分	2,500/月	通年	37回	60分	2,500/月
4	ヨガ教室	通年	37回	60分	3,000/月	通年	34回	60分	3,000/月
5	親子でリズム遊び(ひよこ)	通年	11回	60分	700/回	通年	10回	60分	700/回
6	親子でリズム遊び(うさぎ)	通年	20回	60分	700/回	通年	19回	60分	700/回
7	シェイプアップエクササイズ(火)	通年	40回	55分	2,500/月	通年	37回	55分	2,500/月
8	だれでもかんたんエクササイズ&ストレッチ	通年	40回	55分	2,500/月	通年	37回	55分	2,500/月
9	体幹バランス(初級コース)					通年	34回	60分	3,000/月
10	体幹バランス(中級コース)					通年	34回	60分	3,000/月
11	体育教室 バンビコース	通年	40回	50分	4,320/月	通年	36回	50分	4,320/月
12	体育教室 キッズコース	通年	40回	50分	4,320/月	通年	36回	50分	4,320/月
13	フットサルU6・女子U6	通年	27回	50分	2,500/月	通年	36回	50分	2,500/月
14	フットサル女子U12	通年	40回	70分	2,500/月				
15	フットサル女子U15					通年	36回	70分	2,500/月
16	フットサル男子U9	通年	40回	70分	2,500/月	通年	36回	70分	2,500/月
17	ナイトヨガ	通年	37回	60分	3,000/月	通年	34回	60分	3,000/月
18	書道ペン習字	通年	40回	100分	2,000/月	通年	38回	100分	2,000/月
19	ママさんのためのゆるトレ	通年	37回	60分	700/回	通年	28回	60分	700/回
20	ZUMBA	通年	40回	60分	3,000/月	通年	38回	60分	3,000/月
21	ストレッチ&ピラティス	通年	40回	60分	3,000/月				
22	ナイトストレッチ&ピラティス	通年	40回	60分	3,000/月	通年	38回	60分	3,000/月
23	シェイプアップエクササイズ(木)	通年	37回	55分	2,500/月	通年	38回	55分	2,500/月
24	コリほぐしアロマストレッチ	通年	37回	55分	3,500/月	通年	38回	55分	3,500/月
25	新体操(チャイルドクラス)	通年	37回	60分	3,000/月	通年	37回	60分	3,000/月
26	新体操(ジュニアクラス)	通年	40回	75分	3,500/月	通年	37回	75分	3,500/月
27	ZUMBA(木・ナイト)	通年	40回	60分	3,000/月	通年	37回	60分	3,000/月
28	太極拳	通年	40回	70分	3,000/月	通年	37回	70分	3,000/月
29	詠春拳					通年	34回	60分	3,000/月
30	ハワイアンフラPM	通年	40回	60分	3,000/月	通年	37回	60分	3,000/月
31	ハワイアンフラAM	通年	40回	60分	3,000/月	通年	38回	60分	3,000/月
32	体育教室 年少コース	通年	37回	50分	4,320/月	通年	33回	50分	4,700/月
33	体育教室 バンビコース	通年	40回	50分	4,320/月	通年	37回	50分	4,700/月
34	体育教室 キッズコース	通年	40回	50分	4,320/月	通年	37回	50分	4,700/月
35	Hio Hop Dance	通年	25回	60分	2,500/月	通年	22回	60分	2,500/2ヶ月
36	ウェービングストレッチ&ヨガ	通年	40回	60分	3,000/月	通年	37回	60分	3,000/月
37	ZUMBA(金・ナイト)	通年	40回	45分	3,000/月	通年	37回	45分	3,000/月
38	チアリーディング	通年	63回	120分	3,000/月	通年	62回	120分	3,000/月
39	バレー・ソフトバレー(火・午前)	3	10回/期	105分	※3,000/期	3	10回(2期) 8回(1期)	105分	※3,000/期
40	卓球(火・夜間)	3	10回/期	90分	※3,000/期	3	10回(2期) 8回(1期)	90分	※3,000/期
41	引き締めエアロ	3	10回/期	55分	※3,000/期	3	10回(2期) 8回(1期)	55分	※3,000/期
42	リフレッシュ健康 しっかり(水)	3	10回/期	75分	※3,000/期	3	10回(2期) 8回(1期)	75分	※3,000/期
43	卓球(水・午前)	3	10回/期	105分	※3,000/期	3	10回(2期) 9回(1期)	105分	※3,000/期
44	バドミントン(水・午前)	3	10回/期	105分	※3,000/期	3	10回(2期) 9回(1期)	105分	※3,000/期
45	リフレッシュ健康 ゆったり(水)	3	10回/期	75分	※3,000/期	3	10回(2期) 8回(1期)	75分	※3,000/期
46	中高年体力づくり	3	10回/期	90分	※3,000/期	3	10回(2期) 9回(1期)	90分	※3,000/期
47	バドミントン(水・夜間)	3	10回/期	90分	※3,000/期	3	10回(2期) 9回(1期)	90分	※3,000/期
48	バレー・ソフトバレー(木・午前)	3	10回/期	105分	※3,000/期	3	10回(2期) 8回(1期)	105分	※3,000/期
49	卓球(木・夜間)	3	10回/期	90分	※3,000/期	3	10回(2期) 8回(1期)	90分	※3,000/期
50	リフレッシュ健康 しっかり(金)	3	10回/期	75分	※3,000/期	3	10回(2期) 8回(1期)	75分	※3,000/期
51	卓球(金・午前)	3	10回/期	105分	※3,000/期	3	10回(2期) 8回(1期)	105分	※3,000/期
52	バドミントン(金・午前)	3	10回/期	105分	※3,000/期	3	10回(2期) 8回(1期)	105分	※3,000/期
53	リフレッシュ健康 ゆったり(金)	2	10回/期	75分	※3,000/期				

スポーツ講座一覧表(旧今治市)

No.	講座名	平成30年度				平成31年度/令和元年度			
		開催期	回数	時間	受講料(円)	開催期	回数	時間	受講料(円)
54	中高年体力づくり	3	10回/期	60分	※3,000/期	3	10回(2期) 8回(1期)	60分	※3,000/期
55	バドミントン(金・夜間)	3	10回/期	90分	※3,000/期	3	10回(2期) 8回(1期)	90分	※3,000/期
56	ソフトテニス	3	10回/期	90分	※3,000/期	3	10回(2期) 7回(1期)	90分	※3,000/期
57	硬式テニス	3	10回/期	90分	3000/期	3	10回(2期) 6回(1期)	90分	3000/期

※65歳以上は2,000円

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず

スポーツ講座一覧表(朝倉地区)

No.	講座名	平成30年度				平成31年度/令和元年度			
		開催期	回数	時間	受講料(円)	開催期	回数	時間	受講料(円)
1	体育教室 年少コース					1	33回	50分	4,700/月
2	体育教室 バンビコース	1	37回	50分	4,320/月	1	37回	50分	4,700/月
3	体育教室 キッズコース	1	37回	50分	4,320/月	1	37回	50分	4,700/月
4	水泳教室 ベビースイミング	1	40回	45分	750(チケット制)	1	40回	45分	750(チケット制)
5	水泳教室 ステップアップスイム	1	20回	1時間	1,000(チケット制)				
6	水泳教室 キンダー(木)	1	16回	1時間	週1 ¥4,000 週2 ¥6,000				
7	水泳教室 ジュニアA(木)	1	16回	1時間					
8	水泳教室 ジュニアB(木)	1	16回	1時間					
9	水泳教室 マスターズ	1	30回	1時間	700/回	1	30回	1時間	700/回
10	水泳教室 選抜クラス	1	300回	3時間	7,000	1	300回	3時間	7,000

※65歳以上は2,000円

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず

スポーツ講座一覧表(玉川地区)

No.	講座名	平成30年度				平成31年度/令和元年度			
		開催期	回数	時間	受講料(円)	開催期	回数	時間	受講料(円)
1	ストレッチ	3	10回	1時間30分	※3,000/期	2	10回、8回	1時間30分	※3,000/期
2	ストレッチ&ピラティス	3	10回	1時間	※3,000/期	3	10回(2期) 8回(1期)	1時間	※3,000/期

※65歳以上は2,000円

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず

スポーツ講座一覧表(波方地区)

No.	講座名	平成30年度				平成31年度/令和元年度			
		開催期	回数	時間	受講料(円)	開催期	回数	時間	受講料(円)
1	リフレッシュ健康	3	10回	1時間15分	※3,000/期	3	10回(2期) 9回(1期)	1時間15分	※3,000/期

※65歳以上は2,000円

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず

スポーツ講座一覧表(大西地区)

No.	講座名	平成30年度				平成31年度/令和元年度			
		開催期	回数	時間	受講料(円)	開催期	回数	時間	受講料(円)
1	体育教室 バンビコース	1	40回	50分	4,320/月	1	37回	50分	4,700/月
2	体育教室 キッズコース	1	40回	50分	4,320/月	1	37回	50分	4,700/月

※65歳以上は2,000円

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず

スポーツ講座一覧表(菊間地区)

No.	講座名	平成30年度				平成31年度/令和元年度			
		開催期	回数	時間	受講料(円)	開催期	回数	時間	受講料(円)
1	バドミントン	3	10回	2時間	※3,000/期	3	10回(2期) 7回(1期)	2時間	※3,000/期

※65歳以上は2,000円

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず

個人情報・特定個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 指定管理者は、その業務を実施するに当たり、個人情報及び特定個人情報を取り扱う際には、個人情報及び特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 指定管理者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 指定管理者は、その業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 指定管理者は、この業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(委託)

第4 指定管理者は、今治市の許諾があるときを除き、この業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 指定管理者は、今治市の許諾を得て、この業務に係る個人情報の処理を第三者に委託するときは、第三者に個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

(特定個人情報の処理についての委託)

第5 指定管理者は、特定個人情報の処理を第三者に委託するときは、次に掲げる事項を含め、指定管理者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる委託先に限定して特定個人情報の処理の全部又は一部を委託するものとし、今治市の事前の書面による同意を得なければならない。

- (1) 委託先の設備
- (2) 技術水準
- (3) 従業者に対する監督・教育の状況
- (4) その他委託先の経営環境

2 指定管理者は委託先との間で、今治市体育施設指定管理業務仕様書及び今治市朝倉ふれあい交流センター指定管理者業務仕様書（この特記事項を含む。以下同じ。）に定める業務基準と同等の内容の委託契約を締結しなければならないものとする。また、委託先には指定管理業務において指定管理者に課せられる安全管理義務と同等の安全管理義務を課するものとする。委託契約の中には、委託先が更に特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託する場合には、今治市及び指定管理者の事前の書面による同意を得るものとする規定を設けなければならない。

3 委託先は、特定個人情報の処理の全部又は一部の委託を受けた者とみなされる。今治市は、指定管理者が委託先に対して適切な監督を行っているかどうかを監督するものとする。

（業務目的以外の利用等の禁止）

第6 指定管理者は、次2項に定める場合のほか、今治市の指示又は承諾があるときを除き、その業務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

2 指定管理者は、特定個人情報を、その業務の目的以外に利用してはならない。

3 指定管理者は、特定個人情報を、秘密として保持し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき業務を処理する場合若しくは第三者に特定個人情報の処理の全部又は一部を委託する場合又は同法第19条に定める場合を除き、第三者に提供、開示等をしてはならない。

（複写及び複製の禁止）

第7 指定管理者は、今治市の指示又は承諾があるときを除き、その業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の持ち出し禁止）

第8 指定管理者は、その業務に従事する者に対し、今治市の指示又は承諾があるときを除き、その業務に係る個人情報を指定管理者の事業所以外の場所（特定個人情報については、指定管理者の事業所内の取扱区域（特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。）又は管理区域（特定個人情報を取り扱う情報システムを管理する区域をいう。）以外の場所）に持ち出させてはならない。

（事故発生時の報告義務）

第9 指定管理者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、今治市に報告し、その指示に従わなければならない。指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても、同様とする。

2 前項の場合において、指定管理者は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、今治市に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告する。

- 3 特定個人情報の漏えい等に関し、今治市の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、今治市に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、指定管理者は当該申立ての調査解決等につき協力するものとする。
- 4 前項の第三者からの項に対する申立てが、指定管理者の責任範囲に属するときは、指定管理者は、今治市が当該申立てを解決するのに要した一切の費用を負担する。
- 5 特定個人情報の漏えい等に関し、今治市の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、指定管理者に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、指定管理者は、速やかに、今治市に対し申立ての事実及び内容を通知するものとする。
- 6 今治市が必要と判断するときは、今治市は、指定管理者に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で前項の申立の解決に関する指示又は援助を行うことができる。
- 7 本条の定めは、指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても有効とする。

(個人情報の返還又は処分)

第10 指定管理者は、指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後、この業務に係る個人情報を、速やかに今治市に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。この場合において、今治市の指示があるときは、その指示内容に従い、返却、廃棄その他の処分をするものとする。

(監督)

第11 今治市は、この業務に係る個人情報の保護のため必要があると認めるときは、指定管理者から報告を徴収することができる。

- 2 前項の報告は、今治市が要求した場合は、年1回(特に必要がある場合はそれ以上)、業務の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告するものとし、今治市は、指定管理者に対し、書面により業務の遵守状況等について確認することができる。
- 3 今治市及び指定管理者は前項の確認の結果を踏まえ、指定管理業務における特定個人情報の安全管理体制の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応するものとする。

(監査・検査・行政庁等への協力等)

第12 今治市又は今治市の指定した者は、指定管理者に事前に通知し、指定管理者の承諾を得た上でいつでも、その業務に支障を生じさせない範囲内において指定管理施設への立入り、必要な書類の閲覧及び複写、指定管理者の役員及び従業員への事情聴取等業務の処理状況等について監査又は検査を実施することができる。指定管理者は、合理的事由のある場合を除き、今治市又は今治市の指定した者の監査又は検査に協力しなければならない。

- 2 前項の監査又は検査の結果、指定管理者の特定個人情報の安全管理体制の改善が必要と今治市が判断した場合、今治市は指定管理者に対し、その改善を要請することができる。
- 3 指定管理者は、今治市が要求した場合は、年1回（特に必要がある場合はそれ以上）、指定管理者の費用で、今治市が指定又は認める外部機関によるセキュリティ検査を受け、今治市の要求する基準を満たさなければならない。
- 4 指定管理者は、今治市の監督当局に対する義務の履行等（今治市を対象とした監督当局による検査、報告命令、記録の提出要求に対する対応その他今治市の監督当局に対する義務の履行等）を妨げることがないように、今治市に対する情報提供、資料提出等必要な協力を行わなければならない。

（措置事項に違反した場合の指定の取消し及び損害賠償）

第13 今治市は、指定管理者がこの特記事項に違反していると認めたときは、指定の取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じること、及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（その他）

第14 指定管理者は、前第1から第13に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

災害時避難場所一覧表(地域防災計画)

施設名	災害時 輸送拠点	津波時 避難所	蒼社川洪水時 避難所	土砂災害時 避難所	ヘリコプター 臨時離着陸場	備考
今治市営中央体育館			○	○		
今治市営球場					○	
朝倉B&G海洋センター		○		○		
朝倉ふれあい交流センター		○		○		
朝倉緑のふるさと公園運動場					○ (多目的広場)	
玉川総合公園運動場		○ (多目的体育館)	○ (多目的体育館)		○ (多目的広場)	
波方公園運動場	○ (体育館)	○ (武道館)			○ (多目的広場・野球場)	
大西体育館				○		
大西衣黒運動場					○ (グラウンド)	
亀岡地区公園運動場					○	
菊間緑の広場公園運動場		○ (総合体育館)		○ (総合体育館)	○ (多目的広場)	

プール監視等業務仕様書

プールの指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、この仕様書の定めるものとする。

1 管理運営の基本的事項

指定管理者は、プールを管理運営するにあたっては、「遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省）」に準拠した運営を行うとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1) プールは、市民の健やかな心身づくりとスポーツの振興を目的としている施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- 2) 利用者が快適に施設を利用できるように配慮すること。
- 3) 地域住民や利用者の意見・要望を管理運営に反映し、サービスの向上を図ること。
- 4) 特定の個人や団体等に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。
- 5) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- 6) 管理運営業務を実施するために必要な業務体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人員を配置すること。
- 7) 市及び教育委員会が主催する行事等については、その円滑な実施に必要な協力をすること。

2 業務内容

1) 施設の利用に関する業務

I. 施設の利用申込の受付、利用の許可及び料金の徴収

- ア. 受付業務は、利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制とすること。
- イ. 受付は、親切丁寧に対応すること。

II. 案内業務

- ア. 利用者が円滑にできるよう、利用案内を図ること。
- イ. 電話等による問い合わせについて、適切な対応を行うこと。
- ウ. 利用者の安全かつ円滑な施設利用のため、利用方法、注意事項等の入水心得を作成し、十分な説明及び必要に応じて指導、助言を行うこと。

2) 施設等の維持管理及び修繕等に関する業務

- ア. 法令上の設置管理基準に基づいた適正な管理を行うこと。
- イ. プール表面、底面、施設等における日常的に必要な清掃を行うこと。
- ウ. 施設敷地内の除草など定期的に必要な清掃を行うこと。
- エ. プールの安全標準指針（H19.3）に基づき、設備の巡視、観察等による日常的な点検及び一定の計画に基づく定期点検を行い、点検表を市へ提出すること。また、施設の損傷及び劣化等による故障、事故の未然防止に努めること。
- オ. 市の所有する物品については適切に管理すること。

3) 総合的な管理に関する業務

- ア. 防火及び防災に関する防災計画を作成し、訓練を実施すること。
- イ. 防犯対策に努めること。

- ウ. 利用者又は住民等から苦情があった場合は、適切な対応をとること。
- エ. 騒音、水しぶき等周辺住民の環境に配慮し、地域、住民との連携を図ること。

4) プールの運営に関する業務

I. 開館・開場準備

- ア. 開館前にプール槽内清掃・プールサイドの清掃及び施設の清掃を行い、利用者の快適な利用を確保すること。
- イ. 開館前に運営上必要な修繕、ろ過機の運転・調整、排水口の点検、消耗品の購入等安全に支障なく利用できるように準備すること。
- ウ. 開場前に出勤し、場内外の清掃を行うこと。(虫・ゴミ等の除去)
- エ. 開場前に朝礼・点呼を行い人員の把握及び監視員等の体調を調べるとともに指示事項、ローテーションの確認を行うこと。

II. 監視業務

- ア. 利用者が快適・安全に遊泳できるよう監視員に AED (自動体外式除細動器) の使用方法や救急法、応急処置法等に基づく講習を実施し、また、各プールの特徴に応じた監視・応急措置等に関してのマニュアルを整備すること。
- イ. プールごとに別表 1 の監視員を配置することとし、人員配置図及び勤務基準表を作成し、市の承認を受けること。但し、総括責任者は、プール利用者及び警備員等の安全確保、プールの管理運営を円滑に実施することを原則とし、現場状況に応じて弾力的な人員配置を行うこと。
- ウ. 利用者が快適・安全に遊泳できるよう関係法令及び注意事項を遵守させるとともに、水面監視・場内巡視(更衣室・ロッカーの盗難防止を含む。)を行うこと。
- エ. 監視員は、プール水域をもれなく監視すること。また、各種プールごとに適切な人数を現場状況に応じて弾力的に配置し、利用者の安全確保に努めること。
- オ. 利用者の安全・健康のため、30 分ごとに休憩時間を確保し、プールの一斉点検を実施することにより異常の有無を確かめること。
- カ. 天候には十分注意を払い、雷等が近づいた時は、利用者を安全な場所に避難させるなど臨機に対応すること。
- キ. 監視終了後に全員で場内を点検し、異常の有無を確かめること。特に退館時には施設の火気、施錠の確認を行うこと。

III. プールの衛生管理

- ア. 遊泳用プールの衛生基準(厚生労働省)に準拠した衛生管理を行うこと。
- イ. ろ過機の運転・調整、薬品の注入、プール内施設の衛生管理を行うこと。
- ウ. 検査機器による日常的水質検査と定期検査の実施による水質検査を行うこと。

IV. 温度管理

プール水の温度については、常時管理するとともに、プールの閉鎖基準を定め、利用の中止等の必要な措置をとること。

V. 緊急時・災害時の対応

- ア. 事故等異常が発生した場合は、大声又はメガホン等で他の監視員に異常を知らせ、直ちに人工呼吸等の応急処置を行うとともに、消防署、医療機関、保護者、関係機関に連絡を入れること。なお、書面により事故報告書を作成し、今治市教育委員会に報告し、その指示に従うこと。

- イ. 台風等荒天時における警戒配備態勢の設置及び被害状況報告と応急措置を行うこと。
- VI. 閉館期間中の業務
 - ア. 閉館期間中における施設の維持及び安全を確保すること。
 - イ. 閉館期間中に施設の利用希望等がある場合には今治市教育委員会と協議すること。
- VII. 事業報告書の作成
 - 事業完了後にプールの利用状況を今治市教育委員会に提出すること。
- VIII. 経費の管理（今治市教育委員会が管理する業務を除く。）
 - 施設管理経費（光熱水費等）の支払いを行うこと。なお、今治市教育委員会からの指示がある場合は、それに従い報告書等の作成を行い、提出すること。
- IX. 連絡調整業務
 - 施設が円滑に運用されるよう、関係団体との連絡調整を行うこと。
- X. 指定期間終了後の引き継ぎ業務
 - 指定期間終了後、時期管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう引き継ぎを行うこと。
- XI. 利用料金の収受に関する業務
 - 徴収した利用料金については、必要な帳簿を作成すること。
- XII. その他、施設等の管理運営に必要な業務

3 留意事項

- 1) 施設管理に必要な場合には各種規程、基準等を作成すること。
- 2) 施設の防災、衛生及びその他安全管理に関する体制の整備をすること。
- 3) 職員の育成及び運営に関して必要に応じて研修等を実施すること。

4 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は、今治市教育委員会と指定管理者が協議して決定するものとする。

別表 1

施設名	人数
御厩プール	7
鹿ノ子プール	7
富田海浜プール	17
朝倉B&G海洋センター プール	3
波方公園運動場 プール	15

※上記人数は、総括責任者を含む人数とする。

今治市体育施設 自動体外式除細動器（AED）管理仕様書

1. 保守点検等

指定管理者はAEDの日常点検等を実施する者として点検担当者を配置し、下記のとおり保守点検等を実施すること。なお、点検担当者は複数の者による当番制として差支えない。

点検担当者は特段の資格を必要としないが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましい。

(1) 日常点検

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態であることを日常的に確認すること。なお、この際にインジケータが異常を示していた場合は、必要に応じて、速やかに製造販売業者（保守点検業者）等に連絡し、点検を依頼すること。

(2) 消耗品の交換時期の点検

AEDの本体または収納ケース等に、電極パッドやバッテリーなどの交換時期を記載したラベル等を表示することで交換時期を日頃から適切に把握し、交換時期を超過する場合には市に連絡すること。なお、原則として消耗品の交換については年1回、市から指定管理者に指示する。

(3) 消耗品等交換時の費用負担

電極パッドやバッテリーの交換及び機器本体の更改に係る経費の負担は下記のとおりとする。

実施内容	交換等の時期	費用負担
電極パッド交換	年1回 使用の都度	市
乾電池交換	必要の都度	指定管理者
バッテリー交換	4年に1回（目安） 使用頻度に応じ交換	市
機器本体の更改	8年に1回	市

2. 使用報告

指定管理者は、AEDを用いた救命活動が行われた際には、その都度、市に報告すること。

自動体外式除細動器（AED）設置施設

No.	施設名	AED設置場所	型式 シリアル番号	購入年月日	バッテリー交換	本体更新
1	中央体育館	玄関ロビー	AED-3100 53989	H29.7.25	令和3年度	令和7年度
2	桜井海浜ふれあい広場	クラブハウス	AED-3100 0175033	R2.8.13	令和6年度	令和10年度
3	市営球場	入口	AED-3100 53990	H29.7.25	令和3年度	令和7年度
4	桜井スポーツランド	管理棟事務所	AED-3100 0175034	R2.8.13	令和6年度	令和10年度
5	鹿ノ子プール	プール事務所	AED-2100 0168471	H27.7.1	令和1年度	令和5年度
6	大新田公園	管理棟玄関	AED-2100 0168472	H27.7.1	令和1年度	令和5年度
7	富田海浜プール	プール事務所(仮設)	AED-3100 53991	H29.7.25	令和3年度	令和7年度
8	御厩プール	プール事務所(仮設)	AED-3100 53993	H29.7.25	令和3年度	令和7年度
9	朝倉B&G海洋センター (プール)	玄関ロビー	AED-3100 0175035	R2.6.24	令和6年度	令和10年度
10	玉川総合公園運動場 多目的体育館	多目的体育館事務所前	861304 B13L-02569	H26.6.6	平成30年度	令和4年度
11	玉川総合公園運動場 多目的体育館	多目的体育館事務所内	AED-3100 0175036	R2.8.4	令和6年度	令和10年度
12	玉川総合公園多目的体育館 多目的広場	多目的体育館事務所内	AED-3100 53994	H29.7.28	令和3年度	令和7年度
13	波方公園体育館	体育館玄関ホール (屋内)	AED-2100 0168470	H27.7.8	令和1年度	令和5年度
14	波方公園運動場野球場	野球場バックスタンド玄関 (屋内)	AED-3100 0175042	R2.7.1	令和6年度	令和10年度
15	波方公園運動場プール	プール事務所	AED-3100 53995	H29.7.27	令和3年度	令和7年度
16	波方公園運動場武道館	玄関ホール壁面(屋内)	AED-3100 53999	H29.7.27	令和3年度	令和7年度
17	波方公園運動場庭球場	夜間照明操作盤下 (屋外)	AED-3100 53996	H29.7.27	令和3年度	令和7年度
18	大西体育館	エントランスホール	861304 B14A-02971	H26.6.13	平成30年度	令和4年度
19	菊間緑の広場公園運動場 総合体育館	事務所窓口	861304 B14A-02972	H26.6.11	平成30年度	令和4年度
20	菊間緑の広場公園運動場 総合体育館	事務所窓口	AED-3100 54025	H29.7.3	令和3年度	令和7年度
21	菊間コミュニティーホール	入口	861304 B14J-00685	H27.1.1	令和2年度	令和4年度